

公

示

漁業災害補償法（昭和３９年法律第１５８号）の規定による漁業共済加入区の一部を、令和７年３月２４日から次のように変更する。
ただし、その共済責任期間の開始日が令和７年３月２３日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。
令和７年３月２４日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
法第１０４条第２号に掲げる漁業		法第１０４条第２号に掲げる漁業	
区 域 2号東讃・津田町区域 (東讃漁業協同組合の 地区及び津田町漁業協 同組合の地区)	区 分 1 いわし機船船びき網漁業であって、東讃 漁業協同組合の地区で営む漁業、大型定置 漁、あじ落網漁業及びさわら流しさし網漁 業 2 いわし機船船びき網漁業であって、津田 町漁業協同組合の地区で営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の10トン未満 の漁船を使用して営む漁業 4 たい、さわら樹網漁業 5 小型定置漁業であって、1及び4に掲げ る漁業以外の漁業	区 域 2号東讃白鳥、三本 松、馬簾区域（東讃漁 業協同組合の地区のう ち、東かがわ市松原、 湊、三本松及び馬簾の 地区）	区 分 1 いわし機船船びき網漁業、大型定置漁業 及びあじ落網漁業 2 主として小型機船底びき網を使用して営 む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の10トン未満 の漁船を使用して営む漁業 4 たい、さわら樹網漁業 5 小型定置漁業であって1及び4に掲げる 漁業以外の漁業
		区 域 2号東讃横内、小磯区 域（東讃漁業協同組合 の地区のうち、東かが わ市横内及び小磯の地 区）	区 分 1 小型定置漁業
		区 域 2号津田町区域（津田 町漁業協同組合の地 区）	区 分 1 いわし機船船びき網漁業 2 1に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船 を使用して営む漁業 3 小型定置漁業